

建築物の確認申請手数料等一覧（R7.4.1改正）

（主な手数料抜粋）

☆建築物確認申請・完了検査審査手数料

床面積の合計	確認申請手数料+ A	完了検査申請手数料+ B
30㎡以内のもの	8,000円	15,000円
30㎡超、100㎡以内のもの	20,000円	24,000円
100㎡超、200㎡以内のもの	34,000円	34,000円
200㎡超、300㎡以内のもの	36,000円	37,000円
300㎡超、500㎡以内のもの	39,000円	42,000円
500㎡超、1,000㎡以内のもの	58,000円	59,000円
1,000㎡超、2,000㎡以内のもの	78,000円	82,000円
2,000㎡超、10,000㎡以内のもの	235,000円	208,000円
10,000㎡超、50,000㎡以内のもの	420,000円	331,000円
50,000㎡超	777,000円	666,000円

A：省エネ基準を仕様基準で評価した場合に加算される手数料

区分	床面積の合計	A：確認申請加算手数料
一戸建ての住宅	200㎡未満	14,000円
	200㎡以上	16,000円
共同住宅等 (住宅用途を含む住宅部分)	300㎡未満	27,000円
	300㎡以上	43,000円

B：省エネ基準の適合状況を確認する場合に加算される手数料

床面積の合計	B：完了検査加算手数料
30㎡以内	3,000円
30㎡超、100㎡以内	5,000円
100㎡超、200㎡以内	6,000円
200㎡超、300㎡以内	7,000円
300㎡超、500㎡以内	8,000円
500㎡超、1,000㎡以内	11,000円
1,000㎡超、2,000㎡以内	16,000円
2,000㎡超、10,000㎡以内	41,000円
10,000㎡超、50,000㎡以内	66,000円
50,000㎡超	133,000円

☆計画変更手数料

確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く）当該計画の変更に係わる部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の手数料が必要となります。

☆工作物手数料

	確認申請手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
工作物を築造する場合	12,000円	5,000円	12,000円

**松伏町へ建築確認・省エネ等関連する手続きを申請する場合は、
必ず事前に下記担当へ相談していただくようお願いします。**

新市街地整備課

開発建築担当

電話：048-991-1858